

最高裁秘書第1347号

平成31年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年3月7日付け（同月8日受付，最高裁秘書第1250号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
医療観察事件記録符号規程（平成17年最高裁判所規程第6号）（片面で1枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

医療観察事件記録符号規程

平成17年6月29日最高裁判所規程第6号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）に規定する事件の記録符号は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日から施行する。

別表

簡易裁判所 共助事件	医い
地方裁判所 処遇事件	医ろ
共助事件	医は
雑事件	医に
高等裁判所 抗告事件	医ほ
最高裁判所 再抗告事件	医へ